

鎌倉市議会

5月臨時会議案集

(その1)

令和3年(2021年)



## 目 次

議案第 1 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	5
議案第 2 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）に係る専決処分の承認について……………	9
議案第 3 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 2 号）に係る専決処分の承認について……………	21
議案第 4 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	32
報告第 1 号	繰越明許費について……………	33
報告第 2 号	事故繰越しについて……………	36
報告第 3 号	繰越額使用計画について……………	38



議案第 1 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の  
制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和3年（2021年）3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年（2021年）5月25日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

## 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第8項第3号を削り、同項第4号中「第15条第30項第1号」を「第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第15条第30項第2号」を「第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第15条第30項第3号」を「第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第15条第34項」を「第15条第30項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第15条38項」を「第15条第34項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「第15条第39項」を「第15条第35項」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とする。

付則に次の1項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

22 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において

「機械装置等」という。) (中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引 (以下この項において「リース取引」という。) に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。





議案第 2 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）  
に係る専決処分の承認について

次の令和 3 年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 3 年（2021 年）4 月 16 日に専決処分した。

よって、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年（2021 年）5 月 25 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和 3 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58,803 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,373,003 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,982,217	58,803	8,041,020
	10 国庫補助金	981,473	58,803	1,040,276
	歳入合計	61,314,200	58,803	61,373,003

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	25,726,665	58,803	25,785,468
	10 児童福祉費	10,973,686	58,803	11,032,489
	歳 出 合 計	61,314,200	58,803	61,373,003



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費	千円 25,726,665	千円 58,803	千円 25,785,468
歳 出 合 計	61,314,200	58,803	61,373,003

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
58,803			0
58,803	0	0	0

2 歳 入

55款 国庫支出金

58,803千円

10項 国庫補助金

58,803千円

目	補正前の額	補 正 額	計
10 民生費補助金	千円 564,154	千円 58,803	千円 622,957
計	981,473	58,803	1,040,276



節		説	明
区 分	金 額		
10 児童福祉費補 助金	千円 58,803	○新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金（10／10）	千円 58,803

3 歳 出

15款 民生費

58,803千円

10項 児童福祉費

58,803千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 母子福祉費	千円 351,802	千円 58,803	千円 410,605	千円 58,803	千円	千円	千円
計	10,973,686	58,803	11,032,489	58,803	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 540	○子育て家庭への支援 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業
9 旅費	72	
11 需用費	484	
12 役務費	207	
19 負担金、補助 及び交付金	57,500	
		千円 58,803
		58,803

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	1 (1,273)	1,421,879	2,566	267,925	1,692,370	152,300	1,844,670	
補正前	1 (1,271)	1,421,339	2,566	267,925	1,691,830	152,300	1,844,130	
比較	(2)	540			540		540	

  

職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)	
	補正後		384	252	30					267,259							
	補正前		384	252	30					267,259							
	比較																

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数について外書き

議案第 3 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 2 号）  
に係る専決処分の承認について

次の令和 3 年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 3 年（2021 年）5 月 14 日に専決処分した。

よって、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年（2021 年）5 月 25 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和3年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第2号）

令和3年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,376,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
75	繰入金	4,120,208	3,608	4,123,816
	5 基金繰入金	4,118,208	3,608	4,121,816
	歳入合計	61,373,003	3,608	61,376,611

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	教育費	6,214,614	3,608	6,218,222
	10 小学校費	1,373,256	△1,698	1,371,558
	25 保健体育費	360,386	5,306	365,692
	歳 出 合 計	61,373,003	3,608	61,376,611



令和3年度鎌倉市一般会計  
歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
75 繰入金	4,120,208	3,608	4,123,816
歳入合計	61,373,003	3,608	61,376,611

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
55 教育費	千円 6,214,614	千円 3,608	千円 6,218,222
歳 出 合 計	61,373,003	3,608	61,376,611

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			3,608
0	0	0	3,608

2 歳 入

75款 繰入金

3,608千円

5項 基金繰入金

3,608千円

目	補正前の額	補正額	計
5 財政調整基金繰入金	千円 4,022,777	千円 3,608	千円 4,026,385
計	4,118,208	3,608	4,121,816

節		説	明
区 分	金 額		
5 財政調整基金 繰入金	千円 3,608	○財政調整基金繰入金	千円 3,608

### 3 歳 出

5 5 款 教育費

3,608千円

1 0 項 小学校費

△1,698千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 学校管理費	千円 984,801	千円 △1,698	千円 983,103	千円	千円	千円	千円 △1,698
計	1,373,256	△1,698	1,371,558	0	0	0	△1,698

5 5 款 教育費

3,608千円

2 5 項 保健体育費

5,306千円

5 保健体育総務費	110,420	5,306	115,726				5,306
計	360,386	5,306	365,692	0	0	0	5,306

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 △1,500	○教育内容・環境の充実 小学校運営事業	千円 △1,698
14 使用料及び賃 借料	△198		△1,698

11 需用費	1,500	○スポーツ・レクリエーションの推進 学校体育施設開放事業	5,306
13 委託料	3,608		5,306
14 使用料及び賃 借料	198		

議案第 4 号

道路管理に起因する事故による市の義務に  
属する損害賠償の額の決定について

令和3年（2021年）2月15日、鎌倉市鎌倉山一丁目28番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和3年（2021年）5月25日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 1,939,080円

2 損害賠償の相手方





繰越明許費について

令和2年度一般会計予算中、公共施設再編計画見直し等支援業務委託事業、本庁舎等整備基本計画策定支援及び事業手法調査並びに本庁舎跡地整備基本構想策定支援業務委託事業、本庁舎等整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託事業、本庁舎等執務環境整備業務委託事業、鎌倉芸術館非常用発電機直流電源装置修繕事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、津西二丁目14番先仮設落石防護柵設置事業、大船駅東口ペDESTリアンデッキ修繕事業、短期的観光渋滞対策関連調査事業、鎌倉市緑の基本計画改訂事業、（仮称）常盤緑地復旧事業、小学校保健特別対策事業及び中学校保健特別対策事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年（2021年）5月25日提出

鎌倉市長 松 尾 崇





事故繰越しについて

令和 2 年度一般会計予算中、公的不動産利活用に係る事業者選定支援業務委託事業、広報かまくら新型コロナウイルスワクチン接種臨時号製作業務委託事業及び広報かまくら新型コロナウイルスワクチン接種臨時号配布業務委託事業について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和 3 年（2021年） 5 月 25 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和2年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内の内訳		支出負担 行為額	支出負担 行為額	支出負担 行為額	翌年度 繰越額	源の財				明 説	
				支出済額	支出未済額					未収入 国(県) 支	地方債	内			一般財源
												左	右		
10 総務費	05 総務管理費	公的不動産(活用)に 係る事業者選定支援 業務委託事業	8,017,304	4,766,007	3,251,297	0	0	0	3,251,297	0	0	3,251,297	支援対象の公的不動産(活用事業)における優先交渉権者が令和3年(2021年)2月24日に優先交渉権を明け、その後、次点交渉権者との協議を開始することとなり、事業者との基本協定の締結に時間を要し、年内に業務を完了することが不可能となったため。		
10 総務費	05 総務管理費	広報かまくら新型コロナウイルス ワクチン接種臨時号 製作業務委託事業	729,003	0	729,003	0	0	0	729,003	0	0	729,003	新型コロナウイルスワクチンについて臨時号の発行を予定していたが、ワクチン供給の遅れによりワクチン接種スケジュールが後ろ倒しになり、それに合わせて臨時号の製作が遅れ、年度内に業務を完了することが不可能となったため。		
10 総務費	05 総務管理費	広報かまくら新型コロナウイルス ワクチン接種臨時号 配布業務委託事業	968,000	0	968,000	0	0	0	968,000	0	0	968,000	新型コロナウイルスワクチンについて臨時号の発行を予定していたが、ワクチン供給の遅れによりワクチン接種スケジュールが後ろ倒しになり、それに合わせて臨時号の配布が遅れ、年度内に業務を完了することが不可能となったため。		
		計	9,714,307	4,766,007	4,948,300	0	0	0	4,948,300	0	0	4,948,300			

繰越額使用計画について

令和 2 年度下水道事業会計予算中、污水管渠築造実施設計事業(台枝線)、公共下水道(雨水)築造事業(関谷川第 2 雨水幹線)、公共下水道(雨水)築造事業(小袋谷川右岸排水区)、公共下水道(污水)改築事業(御成污水幹線)、公共下水道(污水)耐震化事業(小袋谷污水幹線)、公共下水道(污水)耐震化事業(大船東枝線外)、令和 2 年度鎌倉市公共下水道七里ガ浜下水道終末処理場他再構築基本設計(ストックマネジメント全体計画)に係る技術的援助に関する協定事業、令和 2 年度鎌倉市持続型下水道幹線再整備事業(新七里ガ浜ポンプ場)配置検討業務委託事業及び令和 2 年度鎌倉市公共下水道七里ガ浜浄化センター再構築基本設計(耐震実施計画)に係る技術的援助に関する協定事業について、別紙計算書のとおり繰越しをした。

よって、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年(2021年) 5 月 25 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和2年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				年度繰越額に係る繰越要するたな限額	説明
						国(県)支出金	地方債	損益勘定留保金	不		
1	資本的支出	1 建設改良費 汚水管渠築造実施設計事業 (台枝線)	5,192,000	0	5,192,000	0	5,000,000	192,000	0	0	地権者等からの承諾書の受領に時間を要し、年度内に工事を完了することが不可能となったため。
1	資本的支出	1 建設改良費 公共下水道(雨水)築造事業 (関谷川第2雨水幹線)	20,000,000	0	20,000,000	7,500,000	11,400,000	1,100,000	0	0	雨水管理設置位置の再検討及び支障物件の除去措置協議が必要となり、年度内に工事を完了することが不可能となったため。
1	資本的支出	1 建設改良費 公共下水道(雨水)築造事業 (小袋谷川右岸排水区)	55,000,000	0	55,000,000	0	52,200,000	2,800,000	0	0	工事で使用する材料の確保に通常以上の期間が必要となり、年度内に工事を完了することが不可能となったため。
1	資本的支出	1 建設改良費 公共下水道(汚水)改築事業 (御成汚水幹線)	18,040,000	0	18,040,000	7,000,000	10,200,000	840,000	0	0	社会資本整備総合交付金の追加配当に伴い、2月補正で予算措置したもので、年度内に工事を完了することが不可能であるため。
1	資本的支出	1 建設改良費 公共下水道(汚水)耐震化事業 (小袋谷汚水幹線)	11,385,000	0	9,020,000	4,270,000	1,000,000	3,750,000	2,365,000	0	工期を75日間と見込み、一般競争入札を行った結果、入札参加者がおらず入札が行われなかった。工期の短縮が見込めず、年度内に工事を完了することが不可能となったため。

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す たるたな卸資産の 購入限度額	説明
						国(県)支出金	地方 債	損益勘定留保等 基金	訳			
1	資本的支出	1 建設改良費	30,052,000	0	30,052,000	14,352,000	14,200,000	1,500,000		0		社会資本整備総合交 付金の追加配当に伴 い、2月補正で予算増 置したもので、年度内 に工事を完了すること が不可能であるため。
		計	139,669,000	0	137,304,000	33,122,000	94,000,000	10,182,000		2,365,000	0	



地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不 用 額	翌年度繰越額に 係るたな即資産の 購入限度額	説明
						国(県)支出金	地方 債	損益勘定留保等 資金			
下水道 1 事業費用	1 営業費用	令和2年度鎌倉市公共下水道 七里ガ浜下水道終末処理場他 再構築基本設計(ストック) マネジメント全体計画)に係る 技術的援助に関する協定事業	32,000,000	0	32,000,000	16,000,000	0	16,000,000	0	0	当初の想定よりも既 存図面と現有施設の相 違が多く、施設調査及 びメーカーへのヒアリ ングに時間を要し、年 度内に業務を完了する ことが不可能となつた ため。
下水道 1 事業費用	1 営業費用	令和2年度鎌倉市特続型 下水道幹線再整備事業 (新七里ガ浜ポンプ場) 配置検討業務委託事業	48,570,000	0	48,570,000	0	0	48,570,000	0	0	「令和2年度鎌倉市公 共下水道七里ガ浜浄化 センター再構築基本設 計(耐震実施計画)に 係る技術的援助」に 関する協定事業」と 合わせて、当該事業に て課題を整理する必要 があるが生じ、年度内 に業務を完了すること が不可能となつたため。
下水道 1 事業費用	1 営業費用	令和2年度鎌倉市公共下水道 七里ガ浜浄化センター再構築 基本設計(耐震実施計画) に係る技術的援助に関する 協定事業	102,500,000	0	102,500,000	51,250,000	0	51,250,000	0	0	既存資料と異なる地 盤(盛土)が判明した ことにより、地盤条件 及び耐震計算モデルの 修正作業が必要とな り、年度内に業務を完 了することが不可能と なつたため。
計			183,070,000	0	183,070,000	67,250,000	0	115,820,000	0	0	